

令和5年第2回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和5年8月9日（水）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員の紹介

4 議 事

審議事項

（1） 令和4年度国民健康保険特別会計決算について

【資料1-1、1-2】

（2） 令和5年度国民健康保険特別会計9月補正予算について

【資料2】

報告事項

（1） 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について

【資料3-1、3-2】

5 その他

6 閉 会

令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込

〔歳入〕

(円)

項 目	当初予算額	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較		
01 国民健康保険税	1,652,843,000	1,652,843,000	1,760,324,096	107,481,096		
一般被保険者	現年	医療	1,078,553,000	1,078,553,000	1,152,272,229	73,719,229
		支援	375,416,000	375,416,000	399,279,927	23,863,927
		介護	139,548,000	139,548,000	146,137,812	6,589,812
		計	1,593,517,000	1,593,517,000	1,697,690,968	104,173,968
	過年	医療	37,590,000	37,590,000	40,168,746	2,578,746
		支援	14,108,000	14,108,000	14,832,177	724,177
		介護	7,554,000	7,554,000	7,429,048	△ 124,952
		計	59,252,000	59,252,000	62,430,071	3,178,071
退職被保険者	現年	医療	1,000	1,000	0	△ 1,000
		支援	1,000	1,000	0	△ 1,000
		介護	1,000	1,000	0	△ 1,000
	過年	医療	40,000	40,000	118,102	78,102
		支援	16,000	16,000	46,203	30,203
		介護	15,000	15,000	39,852	24,852
02 国庫支出金	1,000	1,000	58,000	57,000		
災害臨時特別補助金	1,000	1,000	58,000	57,000		
社会保障・税番号システム整備費補助金	0	0	0	0		
03 県支出金	5,653,572,000	5,767,676,000	5,736,168,361	△ 31,507,639		
保険給付費等交付金	普通交付金	5,577,073,000	5,691,177,000	5,606,819,361	△ 84,357,639	
	特別交付金	76,499,000	76,499,000	129,349,000	52,850,000	
04 財産収入	5,000	5,000	3,298	△ 1,702		
国保財政調整基金積立金利息	5,000	5,000	3,298	△ 1,702		
05 繰入金	663,904,000	536,308,000	515,290,291	△ 21,017,709		
保険基盤安定	保険税軽減分	197,028,000	209,295,000	209,294,540	△ 460	
	保険者支援分	135,140,000	145,754,000	145,753,109	△ 891	
職員給与費等	129,984,000	136,444,000	121,565,734	△ 14,878,266		
出産育児一時金等	16,800,000	16,800,000	10,662,733	△ 6,137,267		
財政安定化支援事業	24,026,000	24,501,000	24,500,081	△ 919		
その他一般会計繰入金	0	0	0	0		
国民健康保険財政調整基金繰入金	157,042,000	0	0	0		
【新】未就学児均等割保険税繰入金	3,884,000	3,514,000	3,514,094	94		
06 繰越金	1,000	178,844,000	178,844,953	953		
前年度繰越金	1,000	178,844,000	178,844,953	953		
07 諸収入	5,418,000	17,355,000	23,773,212	6,418,212		
延滞金	一般被保険者	2,400,000	2,400,000	3,730,727	1,330,727	
	退職被保険者	12,000	12,000	0	△ 12,000	
過料	1,000	1,000	0	△ 1,000		
雑入	第三者	一般被保険者	3,000,000	14,937,000	14,804,655	△ 132,345
		退職被保険者	1,000	1,000	0	△ 1,000
	不当利得	一般被保険者	2,000	2,000	5,237,830	5,235,830
		退職被保険者	1,000	1,000	0	△ 1,000
	雑入	1,000	1,000	0	△ 1,000	
	合 計	7,975,744,000	8,153,032,000	8,214,462,211	61,430,211	

〔歳出〕

(円)

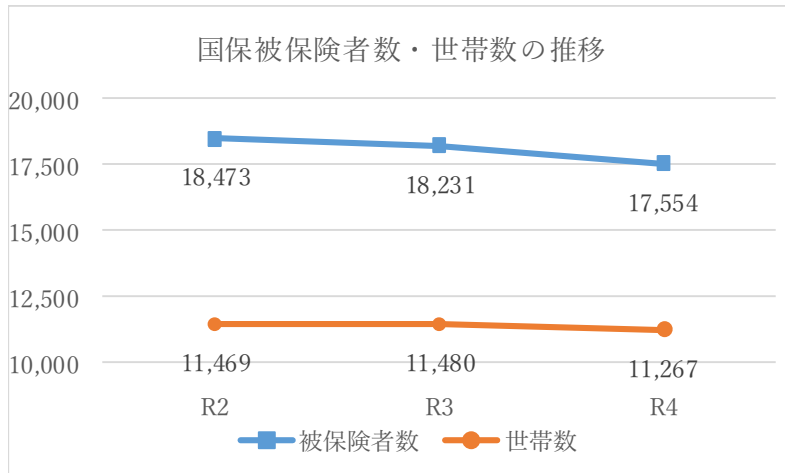
項 目	当初予算額	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較	執行率
01 総務費	129,984,000	136,444,000	125,736,734	10,707,266	92.2
一般管理給与費	一般管理給与費	81,271,000	87,423,000	81,148,840	6,274,160
	一般事務費	13,698,000	14,006,000	13,757,268	248,732
	国保事務電算処理委託事業	17,318,000	17,318,000	15,654,761	1,663,239
	計	112,287,000	118,747,000	110,560,869	8,186,131
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,044,000	1,044,000	1,030,826	13,174
	計	1,044,000	1,044,000	1,030,826	13,174
	賦課事業	7,167,000	7,167,000	6,705,644	461,356
	徴収事業(収納課)	4,681,000	4,681,000	3,713,093	967,907
	計	11,848,000	11,848,000	10,418,737	1,429,263
	運営協議会事務費	701,000	701,000	228,204	472,796
趣旨普及事務費	4,104,000	4,104,000	3,498,098	605,902	
計	4,805,000	4,805,000	3,726,302	1,078,698	
02 保険給付費	5,610,036,000	5,724,740,000	5,626,591,670	98,148,330	98.3
療養給付費	一般被保険者	4,805,146,000	4,900,613,000	4,827,452,879	73,160,121
	退職被保険者	1,000	1,000	0	1,000
療養費	一般被保険者	53,788,000	53,788,000	50,221,215	3,566,785
	退職被保険者	1,000	1,000	0	1,000
診療報酬請求明細書審査事務費	11,969,000	11,969,000	11,630,183	338,817	
高額療養費	一般被保険者	705,366,000	723,680,000	712,364,920	11,315,080
	退職被保険者	1,000	1,000	0	1,000
高額介護合算療養費	700,000	1,023,000	619,512	403,488	
移送費	100,000	100,000	0	100,000	
計	5,577,073,000	5,691,177,000	5,602,288,709	88,888,291	
出産育児一時金	25,148,000	25,148,000	15,994,100	9,153,900	
出産育児一時金支払手数料	13,000	13,000	7,770	5,230	
葬祭費交付金	6,750,000	7,350,000	7,250,000	100,000	
傷病手当金	1,052,000	1,052,000	1,051,091	909	
計	32,963,000	33,563,000	24,302,961	9,260,039	
03 国保事業費納付金	2,137,036,000	2,137,036,000	2,137,035,088	912	100.0
医療分	一般被保険者	1,436,817,000	1,436,817,000	1,436,816,389	611
	退職被保険者	40,000	40,000	40,000	0
後期支援分	一般被保険者	494,680,000	494,680,000	494,679,999	1
	退職被保険者	16,000	16,000	16,000	0
介護納付金分	205,483,000	205,483,000	205,482,700	300	
04 共同事業拠出金	3,000	3,000	131	2,869	4.4
その他共同事業拠出金	3,000	3,000	131	2,869	
05 保健事業費	79,946,000	76,205,000	72,981,394	3,223,606	95.8
特定健康診査等事業費(健康推進課)	54,164,000	54,164,000	53,336,375	827,625	
計	54,164,000	54,164,000	53,336,375	827,625	
保健事業事務費	3,412,000	3,412,000	3,066,101	345,899	
人間ドック助成金	14,053,000	14,053,000	12,795,783	1,257,217	
健康づくりチャレンジポイント事業	2,824,000	2,824,000	2,598,691	225,309	
データヘルス事業	421,000	421,000	94,290	326,710	
糖尿病性腎症重症化予防事業	5,072,000	1,331,000	1,090,154	240,846	
計	25,782,000	22,041,000	19,645,019	2,395,981	
06 国保財政調整基金積立金	5,000	9,455,000	9,453,298	1,702	100.0
07 諸支出金	14,383,000	66,149,000	61,434,016	4,714,984	92.9
還付金(収納課)	一般被保険者	14,000,000	14,000,000	9,665,833	4,334,167
	退職被保険者	380,000	380,000	0	380,000
返還金	3,000	51,769,000	51,768,183	817	
08 予備費	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	0.0
合 計	7,974,393,000	8,153,032,000	8,033,232,331	119,799,669	98.5

歳入歳出差引残額 181,229,880円

令和 4 年度決算概要について

(1) 加入者の状況

	R4(年度平均)	加入割合 (総人口・総世帯数は年度末現在)
被保険者数(人)	17,554	総人口 (77,473 人) の 22.7% (R3 より 0.8 ポイント減)
世帯数(世帯)	11,267	総世帯数 (36,043 世帯) の 31.3% (R3 より 1.1 ポイント減)



(2) 歳入歳出の状況

＜歳入＞

項目	R4 決算 (千円)	割合 (%)
保険税	1,760,324	21.4
県支出金	5,736,168	69.8
繰入金	515,290	6.3
その他	202,680	2.5
合計	8,214,462	100

＜歳出＞

項目	R4 決算 (千円)	割合 (%)
保険給付費	5,626,592	70.0
国保事業費納付金	2,137,035	26.6
保健事業費	72,981	0.9
その他	196,624	2.5
合計	8,033,232	100

・実質収支額・・・181,229 千円の黒字 ⇒ 繰越金として令和 5 年度の歳入に受け入れます。

(3) 新規・拡充事業等の状況

○システム改修業務委託・・・4,345 千円

未就学児の国民健康保険税均等割軽減措置に対応するため、国保情報データベースシステム、国民健康保険システム及び国民健康保険税システムの改修業務を実施しました。

令和5年度国民健康保険特別会計予算総括表(9月補正案)

歳入				(単位:千円)																										
項	目	当初予算	9月補正	予算現額	説明																									
保険税	一般	現年度分	医療	1,097,097	1,097,097	◆ 国民健康保険税率 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>医療分</th> <th>支援分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>19,500 円</td> <td>9,900 円</td> <td>12,400 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>16,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6.9 %</td> <td>2.9 %</td> <td>2.7 %</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>20.0 %</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>650,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> </table>	区分	医療分	支援分	介護分	均等割	19,500 円	9,900 円	12,400 円	平等割	16,000 円			所得割	6.9 %	2.9 %	2.7 %	資産割	20.0 %			賦課限度額	650,000 円	220,000 円	170,000 円
			区分	医療分	支援分		介護分																							
			均等割	19,500 円	9,900 円		12,400 円																							
		平等割	16,000 円																											
		所得割	6.9 %	2.9 %	2.7 %																									
		資産割	20.0 %																											
	賦課限度額	650,000 円	220,000 円	170,000 円																										
	支援	381,907	381,907																											
	介護	143,136	143,136																											
	過年度分	医療	33,392	33,392																										
		支援	12,492	12,492																										
		介護	6,602	6,602																										
	退職	現年度分	医療	0	0	◆ 加入状況(令和5年7月1日現在) <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>一般被保険者(加入割合)</th> <th>市全体</th> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>11,070 世帯 (31%)</td> <td>36,159 世帯</td> </tr> <tr> <td>加入者数</td> <td>17,009 人 (22%)</td> <td>77,443 人</td> </tr> </table>	区分	一般被保険者(加入割合)	市全体	世帯数	11,070 世帯 (31%)	36,159 世帯	加入者数	17,009 人 (22%)	77,443 人															
			区分	一般被保険者(加入割合)	市全体																									
世帯数			11,070 世帯 (31%)	36,159 世帯																										
加入者数		17,009 人 (22%)	77,443 人																											
支援		0	0																											
介護		0	0																											
過年度分	医療	15	15																											
	支援	6	6																											
	介護	6	6																											
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	※1																										
	【新】健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	265	265	※2																										
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,600,250	5,600,250	市が支払う保険給付費分が交付されるもの																									
		特別交付金	77,465	77,465	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの																									
財産収入		5	5	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子																										
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	200,008	200,008	低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの																									
		保険者支援分	132,944	132,944	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの																									
	未就学児均等割保険税	3,541	3,541	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの																										
	職員給与費等	136,667	-8,148	128,519	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの																									
	出産育児一時金等	17,666		17,666	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの																									
	財政安定化支援事業	23,524		23,524	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの																									
国民健康保険財政調整基金繰入金		110,187		110,187	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの																									
繰越金		1		1	前年度繰越金																									
諸収入	延滞金	延滞金	2,412	2,412	保険税延滞金																									
		過料	1	1	条例に違反した場合に科せられる罰則金																									
	雑入	第三者納付金	5,001	5,001	第三者行為求償金																									
		不当利得返納金	3	3	資格喪失後受診等による医療費の返納金																									
保険課雑入		1		1	雑入																									
歳入総額		7,984,595	-8,148	7,976,447																										

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

※2 出産育児一時金の引上げに伴い、出産育児一時金の支給1件当たり5,000円を国が補助するもの

歳出				(単位:千円)			
項	目	当初予算	9月補正	予算現額	説明		
総務費	一般管理費	一般管理給与費	92,655	-9,468	83,187	国保事務に従事する職員の給与	
		一般事務費	9,829	1,320	11,149	国保事業の運営全般に係る経費	
		国保事務電算処理委託事業	16,500		16,500	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,048		1,048	国保連合会に納付する保険者負担金		
	賦課事業	6,996		6,996	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等		
	徴収事業	4,767		4,767	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等		
	運営協議会事務費	644		644	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金		
	趣旨普及事務費	4,228		4,228	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等		
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,815,883		4,815,883	被保険者の医療費のうち保険者負担分
			退職被保険者	1		1	
療養費		一般被保険者	52,789		52,789	被保険者の柔道整復、治療用器具等に係る費用のうち、保険者負担分	
		退職被保険者	1		1		
診療報酬請求明細書審査事務費		12,162		12,162	レセプトの審査支払手数料等		
高額療養費		一般被保険者	718,112		718,112	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの	
		退職被保険者	1		1		
高額介護合算療養費		一般被保険者	1,200		1,200	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの	
		退職被保険者	1		1		
移送費		100		100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの		
出産育児一時金交付金	26,500		26,500	1児につき50万円を限度として支給するもの			
出産育児一時金支払手数料	12		12	直接支払制度における支払手数料(1件210円)			
葬祭費交付金	7,500		7,500	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの			
傷病手当金	1,300		1,300	※3			
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,382,042		1,382,042	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの	
		退職被保険者	15		15		
	後期支援分	一般被保険者	537,472		537,472		
		退職被保険者	6		6		
介護納付金分	186,399		186,399				
その他共同事業拠出金		2		2	退職者医療共同事業への拠出		
保健事業費	保健事業事務費	3,412		3,412	医療費通知の郵送料(年6回)		
	人間ドック助成金	14,355		14,355	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金		
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,705		2,705	はにほんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用		
	データヘルス事業	322		322	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用		
	糖尿病性腎症重症化予防事業	3,208		3,208	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用		
特定健康診査等事業費	65,040		65,040	特定健診・保健指導に要する費用			
国民健康保険財政調整基金積立金		5		5	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金		
諸支出金	保険税還付金	14,380		14,380	保険税の還付金		
	返還金	3		3	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等		
予備費		3,000		3,000	緊急的な支出に対応するための費用		
歳出総額		7,984,595	-8,148	7,976,447			

※3 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金



本庄市条例第 2 1 号

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成 1 8 年本庄市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改め、同項第 2 号中「2 8 万 5, 0 0 0 円」を「2 9 万円」に改め、同項第 3 号中「5 2 万円」を「5 3 万 5, 0 0 0 円」に改める。

第 2 3 条の 2 中「第 2 4 条の 2」を「第 2 4 条の 2 第 1 項」に改める。

第 2 4 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 1 9 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 8 項中「第 2 3 条第 1 項」を「第 2 3 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 9 項、第 1 0 項、第 1 2 項から第 1 5 項まで、第 1 8 項及び第 1 9 項中「第 2 3 条第 1 項の」を「第 2 3 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第42号議案</p> <p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>第42号議案</p> <p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは

「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第25条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万

「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第25条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万

円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額

円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額

又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16・17 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16・17 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林

世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林

所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

◆内容

- ・ 国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げる。
(第2条、第23条)
- ・ 低所得者に対する軽減措置である5割軽減及び2割軽減の判定所得について、5割軽減される軽減判定所得の基準額を28万5千円から29万円、2割軽減される軽減判定所得の基準額を52万円から53万5千円に引き上げる。
(第23条)

◆施行期日・経過措置

- ・ 施行期日：令和5年4月1日
- ・ 経過措置：令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

（国民健康保険税）

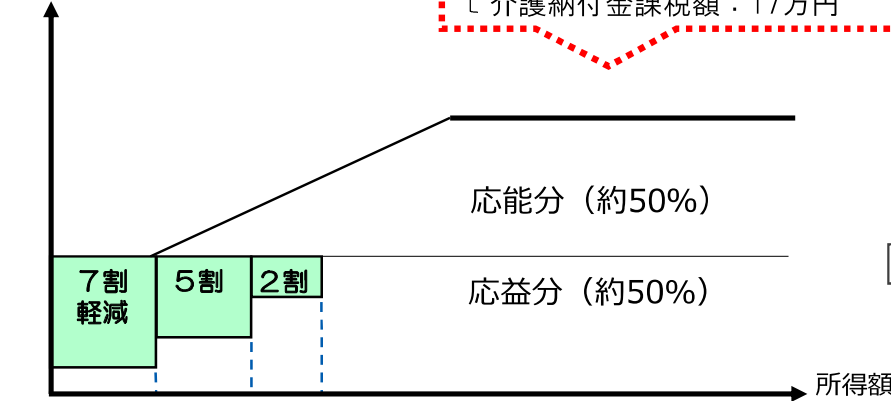
1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円（現行：102万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

2 制度の内容

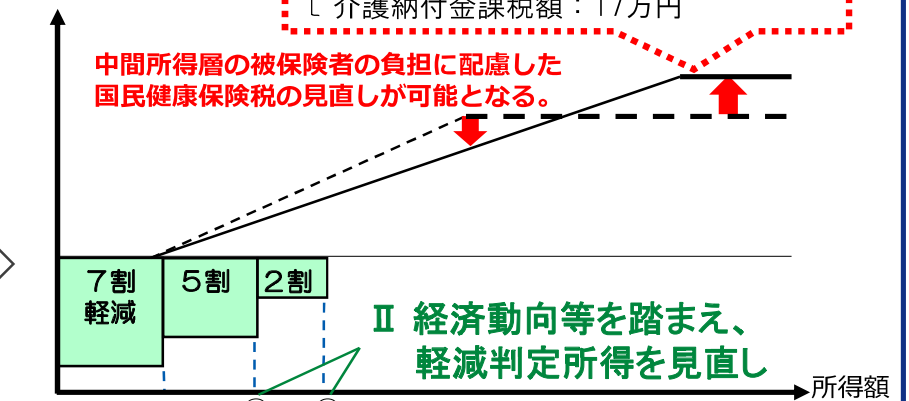
【現行】
保険税額

【現行】課税限度額 102万円
 基礎課税額：65万円
 後期高齢者支援金等課税額：20万円
 介護納付金課税額：17万円



【改正後】
保険税額

I 課税限度額の見直し
 【改正後】課税限度額 104万円
 基礎課税額：65万円
 後期高齢者支援金等課税額：22万円
 介護納付金課税額：17万円



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+53.5万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市国民健康保険条例第2条第1項)		任期
		第3号委員	本庄市議会	
会長	広瀬 伸一	第3号委員	本庄市議会	R5.1.10～R8.1.9
副会長	小暮 純一	第3号委員	事務局推薦	R5.1.10～R8.1.9
委員	古杉 茂	第1号委員	本庄市自治会連合会	R5.1.10～R8.1.9
委員	内笹井 武登志		本庄市自治会連合会	R5.6.1～R8.1.9
委員	新井 千奈美		本庄商工会議所	R5.1.10～R8.1.9
委員	田中 信子		児玉商工会	R5.1.10～R8.1.9
委員	大塚 真美		公募	R5.1.10～R8.1.9
委員	澁谷 修一郎		第2号委員	本庄市児玉郡医師会
委員	本間 宏之	本庄市児玉郡医師会		R5.1.10～R8.1.9
委員	荻野 隆史	本庄市児玉郡医師会		R5.1.10～R8.1.9
委員	矢代 享一	本庄市児玉郡歯科医師会		R5.1.10～R8.1.9
委員	林 勇毅	本庄市児玉郡薬剤師会		R5.1.10～R8.1.9
委員	糴田 平一郎	第3号委員		本庄市議会
委員	峯 昌彦		事務局推薦	R5.1.10～R8.1.9
委員	新井 次郎		事務局推薦	R5.1.10～R8.1.9
委員	松村 康之	第4号委員	全国健康保険協会 埼玉支部	R5.1.10～R8.1.9
委員	加山 勤		公立学校共済組合 埼玉支部	R5.1.10～R8.1.9
委員	栗島 忠志		さいしん健康保険 組合	R5.1.10～R8.1.9

【参考資料】

◆国民健康保険税の年間収納率の推移

単位：％

	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
現年度分	93.92	93.83	94.32	94.97	94.97
滞納繰越分	20.37	23.27	30.49	27.61	25.80
現年＋滞繰	79.82	82.14	84.10	85.84	86.70